

## 鹿児島県医療安全支援センターに寄せられた相談事例

### 1 医療過誤

相談内容	<p>生後1か月の子供が24時間持続点滴を受けていたが、手背に漏れ水泡ができた。水泡を潰して軟膏治療をうけているが痕が残らないか心配だ。もっと早く点滴漏れに気付いてほしかった。医療ミスではないか。</p>
セーターからの助言	<p>1 生後間もない我が子に接する母親の気持ちには理解しつつも、センターでは医療ミスの判断はできないことを伝えた。医療機関から点滴時の状況など、納得のいくまで説明を受けることを勧めた。</p> <p>2 賠償等については、当事者間での話し合いが基本となること、過失があったかどうかの最終的な判断は裁判所が行うことを説明した。</p> <p>※ 治療の適否は医師の専門的な判断に基づくものであり、行政ではその適否を判断することはできません。</p>
より良い医療のための提案	<p><b>【医療機関に向けて】</b></p> <p>トラブルの中には患者家族の思い込みで医療ミスだと相談してくる場合もあります。医療機関の説明不足が医療不信の原因になっていることが多く、治療内容やその結果について丁寧に説明をするなど、適切な対応が必要になります。</p> <p><b>【県民・患者に向けて】</b></p> <p>今治療を受けている医療機関に、疑問点を申し出ると診療に影響が及ぶのではと考えては解決になりません。気づいた時点で、何でも医療従事者に相談したほうが良いでしょう。</p>

※ 病院に疑問に思っていることを伝え、十分説明を受けることをお勧めします。なお、病院に話し合いに行く際には、御家族や信頼できる方と一緒にいき、話し合いの内容をメモに取ることをお勧めします。

また、医療機関には、多くの場合は相談窓口がありますので、まずは窓口にお問合せをしてはいかがでしょうか。